

平成 30 年 1 月 1 日

各 位

山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

預貯金口座付番制度開始のお知らせ

平成 27 年 9 月に公布された「個人番号の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」にもとづき、平成 30 年 1 月 1 日から個人番号・法人番号を預貯金口座に紐付ける「預貯金口座付番制度」（以下、同制度）が開始されます。

同制度に伴い、金融機関では預貯金口座をお持ちのお客さまより、個人番号・法人番号のお届出を求めていくことが必要となります。

この法改正を受け、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、預貯金口座へマイナンバーを付番する事務が、平成 30 年 1 月 1 日より、当行の特定個人情報の利用目的に追加になります。

当行では、平成 30 年 1 月 1 日以降、新たに預金口座の開設時、また氏名・住所変更等のお届け時に「マイナンバー」のお届出をご依頼してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

■ お客様にマイナンバー・法人番号の届出をお願いする主な取引

個人のお客様

- ・預金（普通・定期・当座預金など）
- ・マル優・マル特・財形預金（住宅・年金）
- ・投資信託・公共債など証券取引全般
（NISA 口座・特定口座の開設も対象）
- ・外国送金（支払い・受け取り）

など

法人のお客様

- ・預金（普通・定期・当座預金など）
- ・投資信託・公共債など証券取引全般
- ・外国送金（支払い・受け取り）

など

■ マイナンバーをお届けいただく際に必要となる書類

個人のお客様

- ・マイナンバーカード
もしくは
- ・通知カード または 住民票の写し
（マイナンバーの記載のあるもの）
+
- 運転免許証などの本人確認資料（※1）

法人のお客様

- ・国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面を
印刷したもの または 法人番号指定通知書
+
- 登記事項証明書などの法人確認書類（※2）

※1 顔写真つきのもの（運転免許証、パスポートや在留カードなど）は 1 点、顔写真なしのもの（健康保険証、住民票や年金手帳など）は 2 点
※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明書など。不要な場合もごさいますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

本件に関するお問合せ先

事務部事務課 担当：奥山・浅井

お問合せ先：023-631-0001（代表）